

1. 茨城県リサイクル建設資材評価認定制度の概要

1. 1 はじめに

茨城県では、資源循環型社会の構築を目指し、県の公共工事でリサイクル建設資材を積極的に利用するために、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度を構築し、平成16年10月より運用を開始しています。

1. 2 制度の背景

(1) リサイクル建設資材を取り巻く状況

建設資材は天然資源を原料に製造され、公共工事において大量に使用・消費されてきました。その天然資源採取が環境破壊につながるなど問題視される一方、建設廃棄物の増大により、最終処分場の逼迫や不法投棄による環境問題を生み出しています。

このようなことから、資源を膨大に使用・消費する建設工事の責務は重大であり、国では、循環型社会形成推進基本法やグリーン購入法などのリサイクル関連法令の整備が図るとともに、建設リサイクル推進行動計画2009.3や建設副産物適正処理推進要綱などを定めて、具体的に推進する仕組みづくりを行ってきました。この中で特に公共工事においては、民間を先導する意味から、リサイクル建設資材を率先して利用することが求められています。

(2) 公共工事の品質確保

公共工事は、社会基盤の礎となる公共施設を整備していることから、すべての工事で品質の確保が義務付けられており、設計指針、共通仕様書などで使用材料の品質を細かく定めています。

リサイクル建設資材は、公共工事での使用に十分耐えうる品質を備えたものが数多く生産されるようになってきていますが、その一方では、共通仕様書とリサイクル建設資材の品質規定がうまく整合しないことや、共通仕様書等の規定そのものがリサイクル建設資材の使用を想定しないことなどから、公共工事で使用することが困難な場合があります。

また、現場ごとに品質を確認して使用を判断することは、リサイクル建設資材の円滑な利用の妨げとなることが考えられます。

(3) 制度の構築・制定

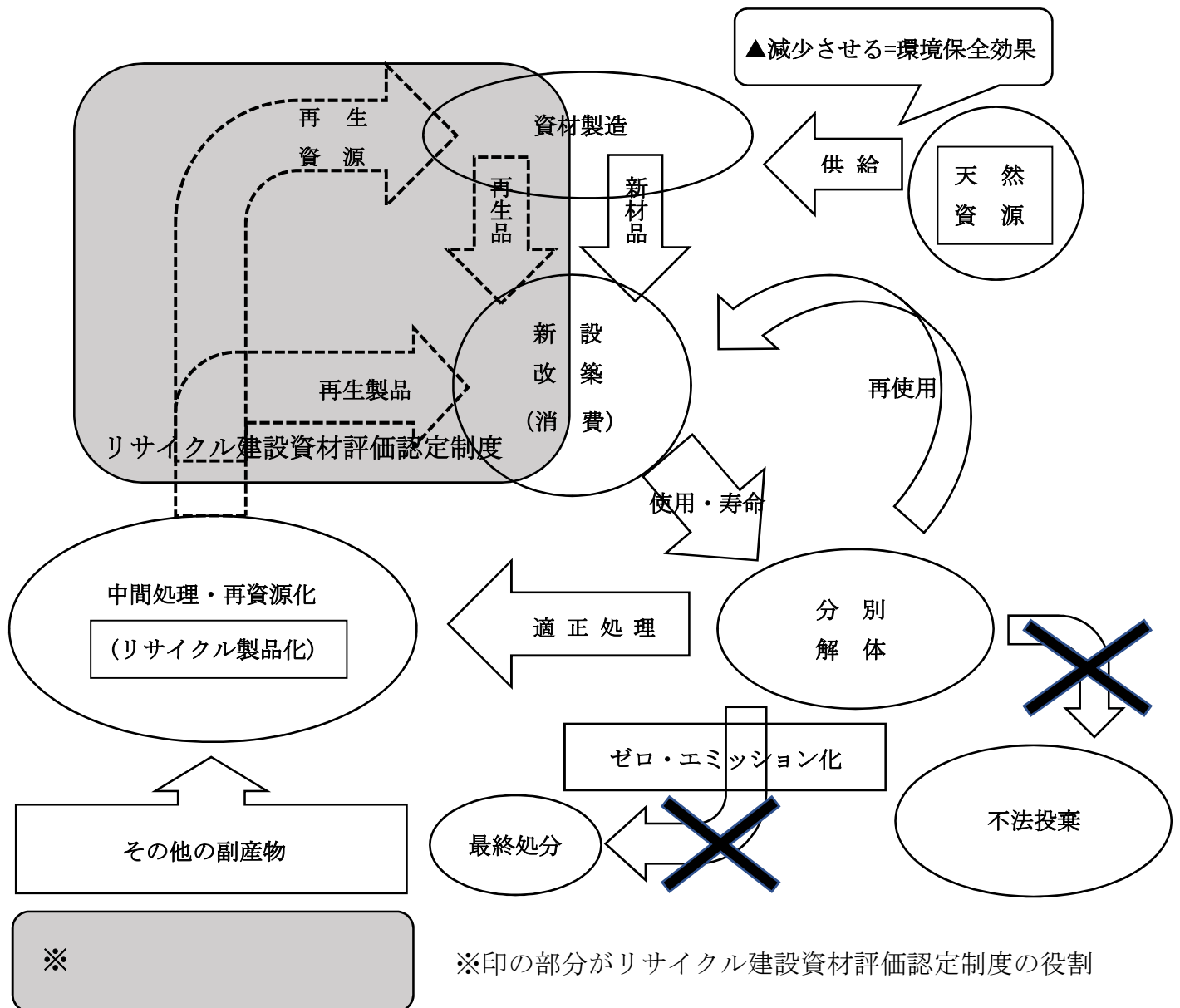
以上のような問題点を踏まえ、茨城県は、リサイクル建設資材の利用を促進するため、リサイクル建設資材の品質・性能や環境に対する安全性などの基準と率先利用のルールを定めた茨城県リサイクル建設資材評価認定制度を構築しました。

【この制度のねらい】

- リサイクル建設資材の一般資材化
- リサイクル建設資材の品質・性能等に関する使用時の確認の簡素化・省略化
- リサイクル建設資材の公共工事での利用促進
- 環境負荷低減
- コスト縮減

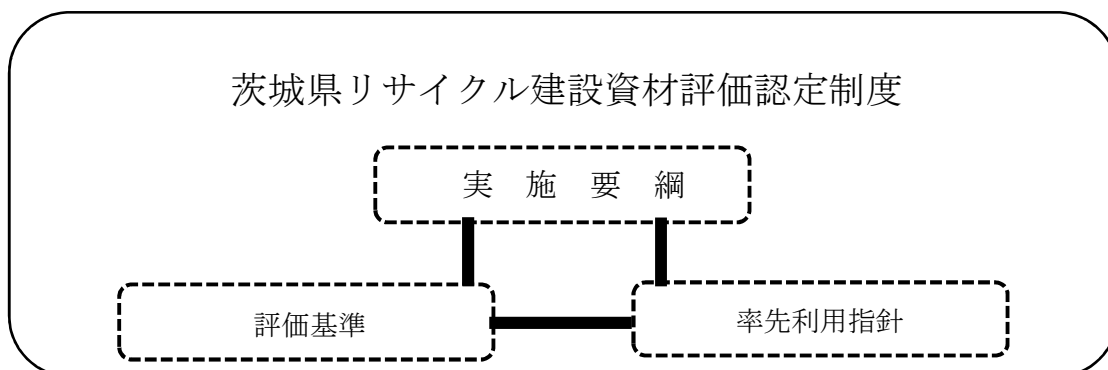
1. 3 制度の役割と構成

【役割】



【構成】

制度は、基本的に次の3つにより構成されています。



1. 4 制度の概要

(1) 実施要綱の概要

- 資材別評価基準の制定と公表
- 評価認定委員会の設置と審査事項
- 認定申請の様式及び提出書類
- 申請者の要件
- 認定証の交付と公表及び更新と取消し
- 率先利用指針の制定
- 他団体への周知等
- その他

(2) 評価基準の概要

- 資材ごとに、公共工事の品質を確保するために必要な事項について基準化
 - ① 品質性能：形状、強度、その他の基本性能
 - ② 再生資源の含有率：資材ごとに品質の確保しうる範囲で指定
 - ③ 環境に対する安全性：原則として製品または原料で、土壤環境基準やJIS基準等を満足するもの
 - ④ 品質管理：公共工事の品質が確保しうる品質管理、生産力が実現されていること
 - ⑤ 環境負荷：環境負荷の低減要素、環境負荷増大要素がないこと、再リサイクル性等
- 評価基準を作成した資材（24品目） ※ 必要に応じ順次追加する。
 - 1) 再生加熱アスファルト混合物
 - 2) 再生路盤材
 - 3) 再生コンクリート

- 4) 再生コンクリート二次製品
- 5) 再生インターロッキングブロック
- 6) 再生建築用仕上げ材（断熱材）
- 7) 再生型枠材
- 8) 再生タイル
- 9) 再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手
- 10) 再生木質ボード
- 11) 再生セラミック管
- 12) 無機性汚泥から再生した処理土
- 13) 刈草、剪定枝等を利用した堆肥
- 14) 上下水汚泥を原料とした肥料
- 15) 木材・プラスチック再生複合材
- 16) 再生のり面緑化資材
- 17) 針葉樹皮土壌改良材
- 18) 再生土木建築用プラスチック資材
- 19) 再生土木シート
- 20) 廃ガラスびん及びガラスくずを利用した土木資材
- 21) 建設発生土を原料とした改良土
- 22) 廃ガラスを原料とした発泡軽量土木資材
- 23) 埋め戻し用再生砂
- 24) サンドマット・サンドドレーン用再生砂

（３）茨城県リサイクル建設資材率先利用指針の概要

茨城県土木部等が発注するすべての工事において、認定資材を率先利用するためのルール

- 工事に関係する職員、設計受託者、工事受注者等全てのものに適用
- 共通仕様書等の品質基準に適合する旨の見なし規定
- 使用上のグループ区分の設定と判断基準

（Ａグループ）

- ・コストが新材と同価格又は以下の資材。

〔一般資材として、率先利用を図る資材〕

（Ｂグループ）

- ・製品の性能や機能が多岐にわたり、価格に幅がある資材等。

〔積極的な利用に努める資材（品質・性能・利用条件により）〕

(Cグループ)

・コスト以外に、利用に際して配慮事項がある資材。

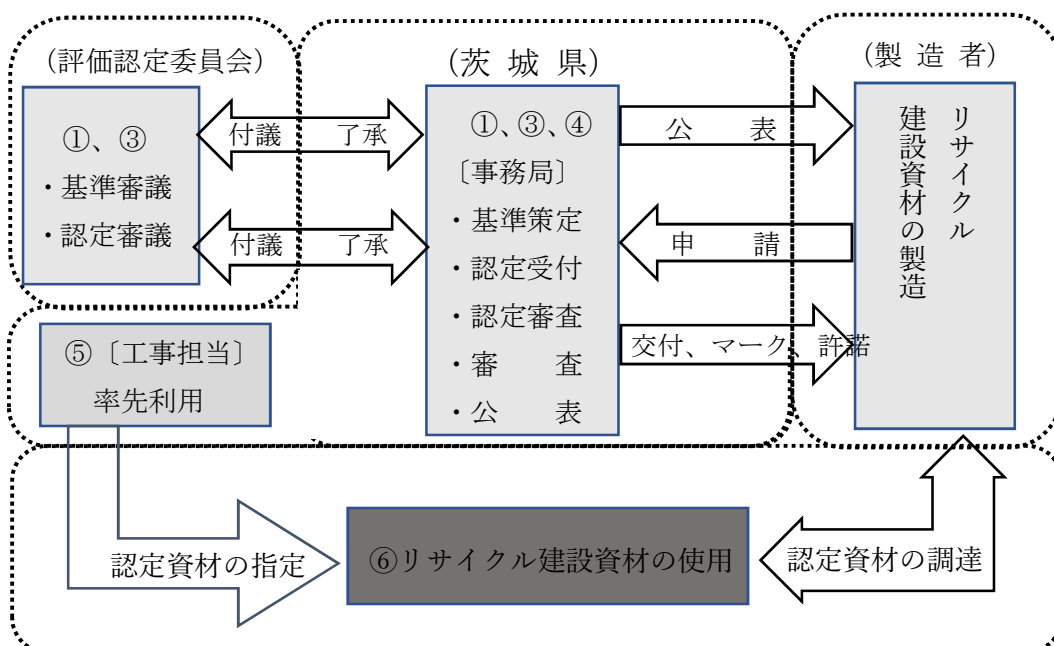
〔性質や特性を考慮して利用を図る資材〕

- 茨城県関連認定資材の優先利用
- 他団体が使用する場合の読み替え規定

1. 5 制度の具体的な流れ

【この制度の流れ】

- ① 県は、公共工事での使用を考慮したリサイクル建設資材の評価基準を作成し公表する。なお、策定に当たっては、高度な技術的審査及び専門知識が必要となるため、有識者からなる評価認定委員会に付議し、了承を得ることとしている。
- ② 認定を申請しようとする者は、申請書に必要書類、試験結果等を添えて認定を申請する。
〔申請書提出先：（一財）茨城県建設技術管理センター〕
- ③ 県は、申請内容を審査し、評価基準に適合していることを確認し認定する。なお、この認定にあたっても、評価認定委員会の了承を得ることとしている。
- ④ 県は、認定したリサイクル建設資材の製造者に対し、認定証を交付し、認定マークの表示を許諾する。
- ⑤ 認定されたリサイクル建設資材について、県は率先利用指針に基づき、共通仕様書に示す規格に適合しているものとして率先利用に努める。
- ⑥ 工事受注業者は、設計書に定められた認定資材を調達し工事に使用をする。



【手続きフローの概略】

茨城県
(①、③、④、⑤)

リサイクル建設資材製造業者
(②、④)

